宗像市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宗像市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例施行規則（平成１５年宗像市規則第４１号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号（第４条関係）

若年者専修学校等技能習得資金貸与申請書

年　　月　　日

宗像市長　　様

若年者専修学校等技能習得資金(修学資金・入校支度金)の貸与を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	ふりがな 本人氏名				㊞	性別	男女	
	生年月日	年　　月　　日　(満　　才)						
	住所	〒　　―　　(TEL　　―　　―　　)						
	学校名		課程		学科		修業 年限	
保護者	氏名				㊞	本人との続柄		
	住所	〒　　―　　(TEL　　―　　―　　)						
技能習得資金の種類		入校支度金・修学資金(希望する資金を○で囲んでください。)						

連帯保証人	住所	〒　　―　　(TEL　　―　　―　　)		
	氏名		㊞	本人との続柄
貸与又は給付を受けている他の奨学金等の有無			奨学金等の名称	

※１　未成年者の人は、必ず保護者(親)の方も署名してください。保護者がいない人は、保護者に代わる人をお願いします。
２　未成年者の人は、連帯保証人は保護者又は保護者に代わる人を立ててください。
３　本人、保護者、連帯保証人はそれぞれ自筆で署名し押印してください。
４　課程名(高等課程・一般課程・専門課程)及び学科名は正しく記入してください。
５　世帯調書及び在学証明書を添付してください。
６　若年者専修学校等技能習得資金貸与に際して得られた個人情報については、宗像市個人情報保護条例の規定に基づき、同資金貸与に関する事務以外の目的には利用しません。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

資料　5

宗像市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
（連帯保証人） 第５条　略 ２　技能習得資金の貸与を受けた者は、その連帯保証人が死亡したとき又は破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、その理由が生じた日から起算して 15 日以内に新たな連帯保証人を立てなければならない。 様式　略	（連帯保証人） 第５条　略 ２　技能習得資金の貸与を受けた者は、その連帯保証人が死亡したとき又は破産の宣告その他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、その理由が生じた日から起算して 15 日以内に新たな連帯保証人を立てなければならない。 様式　略